◆令和4年度 「第2期財政規律ガイドライン」スケジュール

資料1-5

項 目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
ガイドライン策定～公表作業	【協議内容】概要(目標数値・取組)・第一期ガイドラインの総括スケジュール 5/16 理事者協議（策定方針 目標数値 取組） 5/26 理事者協議 6/3 幹事会 6月20日 理事者協議 6/24 本部会議 7月12日 行革推進委員会 7月20日 理事者協議 8月中旬～下旬 全員協議会（中間報告） R3決算、財政フレーム、類団数値等反映 【協議内容】最終案 最終確認 8/23 理事者協議（最終案） 8/31 幹事会 9/15 理事者協議（最終確認） 9/30 本部会議 10月上旬 行革推進委員会 10月中旬 全員協議会						
決算議会 および R4財政運営計画（財政フレーム）	●5・16 理事者協議 ●5・19 部長会議 各課照会	●6・21 各課回答〆切	●7・5～ 課長審査 ●7・26 内示 ●7・28～ 部長間調整	●8・26 議運 ●8・18～30 理事者復活	●9・2 開会 ●9・16 総務常任委員会 ●9・26～ 決算審査	●10・3 閉会	
中間見直し H28	（市民参加の対象） 第5条 市民参加の対象となる事項（以下「対象事項」という。）は、次に掲げるとおりとする。 （省略） 2 執行機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加の対象としないことができる。 （1）内容の変更等が軽易なもの （2）改定や変更等を緊急に行わなければならないもの （3）法令の規定により実施の基準が定められているもの （4）市の内部の事務処理等に関するもの ↓ （パブコメを実施しない理由） ①内部規律を定めるものであり、市民生活に直接的な影響を及ぼすものでは無い。 ②内容が専門的であり、市民に広く意見を求めるような性質であるとは言い難い。 ◎第2期 財政規律ガイドラインはパブコメを実施しない。 「草津市行政経営改革プラン」で掲げるアクション・プラン（実施計画）に、「財政規律ガイドラインに基づく取組の推進」を位置付けているため、アクション・プランの進捗管理を行う「草津市行政経営改革推進委員会」に諮ることとする。			8/18 理事者 8/25 幹事会	9/1 本部会議 ●9・16 フレーム理事者 ●9・30 編成方針理事者	10/12 全員協議会 ●10・5 編成方針等正副	
当初策定 H25			7/25 幹事会		9/4 理事者 9/6 本部会議 ●9・20 フレーム理事者	●10・1 編成方針理事者 10/10 全員協議会 ●10・4 編成方針等正副	